

# 配偶者からの暴力及び児童虐待の被害者等を支援する 民間団体への援助の実態について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## 1 支援を行う人材の養成への支援

- ▶ 都道府県が実施する、配偶者からの暴力被害者等の相談を直接受ける職員に対する専門研修について補助しており、民間シェルタースタッフの参加を促し、専門知識や技術の習得に向けて支援を図っている。
- ▶ また、婦人相談所や児童相談所においては、配偶者からの暴力被害者や児童虐待を受けた児童等の支援を行う民間団体が実施する支援者等の養成・研修に対し、職員の講師派遣を行うなど支援を行っている。

## 2 婦人相談所による一時保護の委託

- ▶ 平成14年度から配偶者からの暴力被害者について、平成17年度から人身取引被害者について、一定の基準を満たす民間シェルターを含む施設に一時保護を委託している。
- ▶ 民間シェルターにおける被害者の保護にあたっては、委託した婦人相談所が今後の支援について話し合うとともに、必要に応じて通訳や心理療法担当職員の派遣等の援助を行っている。
- ▶ 国や地方自治体において実施すべき事業について委託という形をとることにより、民間団体が目的とする活動が実施しやすいように援助している。

## DV被害者の一時保護委託

平成14年度に一時保護委託制度を創設。

平成17年度における一時保護委託人数は、3,125人(被害女性1,409人、同伴家族1,716人)、平均在所日数14.5日となっている。

一時保護の委託契約施設については、平成18年4月1日現在で229施設。

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成18年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	婦人保護施設	児童養護施設 乳児院	障害児者施設	老人関係施設	救護施設	その他	合計
か所数	83(82)	81(61)	18(18)	23(24)	9(4)	7(3)	4(4)	4(2)	229 (198)

注1) ( )内は、平成17年3月1日現在